

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーから「存在価値のある企業」として認められるためには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えます。

そのために、取締役会・執行役員制度により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・適確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めます。

また、社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・維持します。

更に、決算や経営施策等の情報開示を適時かつ適切に行う等、透明性の高い企業経営の実現に向けて努力します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下、「当社基本方針」という)として、

当社ホームページ(http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/governance/file/governance_policy.pdf)に掲載しております。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社基本方針のうち、次の項目をご参照ください。

【原則1-4】

<いわゆる政策保有株式>

- ・2. 当社の株主・株主総会と資本政策に関する考え方(6)政策保有株式に関する考え方

【原則1-7】

<関連当事者間の取引>

- ・4. コンプライアンス(2)関連当事者取引

【原則3-1】

<情報開示の充実>

- ・1. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方(1)基本的な考え方、(2)経営理念

- ・2. 当社の株主・株主総会と資本政策に関する考え方(3)経営計画

- ・3. 当社のガバナンス体制(10)取締役・経営陣幹部・監査役の指名の方針と手続、(12)取締役等の報酬の決定の方針と手続

【補充原則4-1-1】

<取締役会の役割・責務(1)>

- ・3. 当社のガバナンス体制(3)取締役会の責務

【原則4-8】

<独立社外取締役の有効な活用>

- ・3. 当社のガバナンス体制(4)取締役会の構成・バランス

当社は、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、

独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】

<独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

- ・3. 当社のガバナンス体制(5)社外取締役等の独立性と役割・責務

【補充原則4-11-1】

<取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件>

- ・3. 当社のガバナンス体制(4)取締役会の構成・バランス

- ・3. 当社のガバナンス体制(10)取締役・経営陣幹部・監査役の指名の方針と手続

【補充原則4-11-2】

<取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件>

- ・3. 当社のガバナンス体制(4)取締役会の構成・バランス

【補充原則4-11-3】

<取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要>

- ・3. 当社のガバナンス体制(6)取締役会の実効性(自己評価、取締役会の活性化を含む)

当社取締役会は、平成27年度の取締役会全体の実効性について分析・評価しました。その結果の概要は以下のとおりです。

(1)分析・評価方法

当社取締役会は、外部アドバイザーの助言を得て、自己評価するためのアンケートの項目(取締役会の全体評価、

責務、構成、運営、議論の質、情報提供・トレーニング)を定めました。
取締役及び監査役がアンケートに基づき、取締役会全体の実効性について自己評価を実施し、
そのアンケート結果については、分析結果に客観性を持たせるために、外部アドバイザーが取り纏めました。

(2)分析・評価の結果の概要
当社取締役会は、全体として取締役会の実効性が確保されていると評価しましたが、
更に実効性を高めるために「社外役員への情報提供の強化」及び
「体系的なトレーニング・研修メニューの整備」等の課題に対する取組みが必要であると認識しました。
今後は取締役会の実効性をより一層高めるためにそれら課題について取組んでまいります。

【補充原則4-14-2】

<取締役・監査役のトレーニング>

- ・3. 当社のガバナンス体制(13)取締役・執行役員・監査役のトレーニング

【原則5-1】

<株主との建設的な対話に関する方針>

- ・5. 株主との対話(2)エンゲージメント(目的を持った対話)に関する考え方

2. 資本構成

| | |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 7,000,643 | 4.71 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,141,449 | 4.13 |
| DNT取引関係持株会 | 6,008,400 | 4.04 |
| 三菱商事株式会社 | 5,942,480 | 4.00 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 5,068,100 | 3.41 |
| 富国生命保険相互会社 | 5,002,000 | 3.36 |
| 株式会社島津製作所 | 5,001,440 | 3.36 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,529,000 | 3.04 |
| 田邊 康秀 | 4,441,560 | 2.98 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 4,056,000 | 2.73 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 8名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j |
| 岩田 哲夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | |
| 灰崎 恒一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|---|
| 岩田 哲夫 | ○ | 社外取締役の岩田哲夫氏は、当社の取引銀行である株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)の常務取締役及び株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を歴任し、平成19年6月に退任しております。 | 金融機関での長年の経験及び他社の監査役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、選任しております。 <独立役員指定理由> 当社の取引銀行である株式会社東京三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)の常務取締役及び株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員を歴任しておりましたが、当該銀行を退任後、当社の主要取引先ではない企業の監査役に就任しており、当該銀行を退任後相当期間経過しております。 当社は当該銀行から借入を行っておりますが、その借入額の当社の総資産に占める割合は少なく、また、当該銀行以外からの借入も行っていることから、当該銀行が当社ガバナンス |

| | | | |
|-------|---|---|--|
| | | | に与える影響は希薄と考え、従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 灰崎 恵一 | ○ | 社外取締役の灰崎恵一氏は、平成27年6月まで当社との間に商品の売買等の取引関係のあるニチユ三菱フォークリフト株式会社の取締役及び執行役員として在籍しておりました。 | ニチユ三菱フォーカリフト株式会社での長年の経験及び取締役としての経験から豊富な知見を有しており、これを活かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と商品等の売買等の取引関係のあるニチユ三菱フォーカリフト株式会社の取締役及び執行役員でしたが、当社と当該会社との取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1)監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と連絡会を年8回開催し、会計監査に関する報告及び説明を受け、意見交換等を行っています。

(2)監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、連絡会を年8回開催し、監査計画、監査結果について意見交換等を行っています。

(3)会計監査人と内部監査部門の連携状況

会計監査人と内部監査室は、連絡会を年5回開催し、内部統制について意見交換等を行っています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 福岡 靖之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | △ | | |
| 藤井 浩之 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | △ | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|---|---|
| 福岡 靖之 | ○ | 社外監査役の福岡靖之氏は、平成19年2月まで当社の取引銀行である三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)の業務執行者として在籍、平成21年6月まで当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループへ出向し、その後は平成25年7月まで三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者として在籍しておりました。 | 金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の取引銀行である三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの業務執行者を歴任しておりました。当社は両銀行から借入を行っておりますが、その借入額の当社の総資産に占める割合は少なく、また、両銀行以外からの借入も行っていることから、両銀行が当社ガバナンスに与える影響は希薄と考え、従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 藤井 浩之 | ○ | 社外監査役の藤井浩之氏は、平成25年7月まで当社との間に商品の売買等の取引関係のある株式会社島津製作所の取締役及び執行役員として在籍しておりました。 | 株式会社島津製作所において常任監査役を務められており、監査の経験に基づく財務及び会計等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社と商品等の売買等の取引関係のある株式会社島津製作所の取締役及び執行役員でしたが、当社と当該会社との取引高は僅少であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。従って独立性が高く、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

【その他独立役員に関する事項】

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

【該当項目に関する補足説明】

ストックオプション制度については、平成27年6月26日開催の第132期定時株主総会において導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

【該当項目に関する補足説明】

株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役(社外取締役を除く)及び取締役を兼務しない執行役員を対象としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期役員報酬は取締役(社外取締役を除く)に238百万円、監査役(社外監査役を除く)に13百万円、社外役員に20百万円を支払いました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役等の報酬は、現金報酬として基本報酬(月額報酬)に加え、業績と連動させた賞与及び自社株報酬として中長期的な業績向上を目的とした株式報酬型ストックオプションで構成しています。
なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定します。

[取締役等の報酬の決定の方針と手続]

1. 取締役等の報酬決定の方針

- 当社の取締役等の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とします。
 - 各々の取締役等が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系
 - 当社の経営環境や中長期的な業績の状況を反映した報酬体系
 - 当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高める報酬体系
 - 株主の皆様をはじめとしたステークホルダーと価値基準を共有できる報酬体系

2. 報酬の内訳及び報酬決定の手続

- 取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成しており、各取締役の報酬額は、株主総会で承認された範囲内で、取締役会において決定します。
なお、社外取締役の報酬は、月額報酬及び賞与で構成します。
- 執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成しており、取締役会において決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、担当役員が社外取締役及び社外監査役に対して事前に取締役会資料の内容を説明する等、必要に応じて十分な情報を提供しています。

社外取締役が取締役・執行役員との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携を図る場合には、総務部が連絡・調整窓口を務めます。
当社は、内部統制システムについての基本方針に基づき、社外監査役が情報を得るために支援体制を整えています。
社外取締役及び社外監査役が外部専門家の助言等を得た場合に生ずる費用については、当社が負担します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 会社の機関の内容

(1)取締役会

取締役会は2名の社外取締役を含む取締役8名で構成し、8月を除く毎月1回開催しており、「取締役会規則」に則って重要事項はすべて審議、決定するほか、業務執行状況を逐次監督しています。また、取締役の経営責任を明確にするため、その任期は1年としています。

(2)執行役員制度

平成16年6月29日より執行役員制度を導入し、戦略重視の経営、取締役人数の適正化と業務執行体制の強化を図っています。
執行役員の員数は提出日現在12名(内、取締役の兼任者が5名)で、その任期は1年(毎年4月1日から翌年3月31日まで)とされています。

(3)経営会議

取締役会の意思決定に基づく経営戦略の具体化と業務執行を図るため、社長及び執行役員全員による経営会議を原則として毎月2回開催しています。

(4)監査役・監査役会

当社は、監査役制度を採用しています。提出日現在監査役3名のうち、社外監査役は2名です。
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等の閲覧を実施するとともに、必要に応じて子会社へ事業の報告を求めています。また、会計監査人との連絡会を定期的に開催し、会計監査に関する報告及び説明を受け、意見交換等を行っています。

(5)内部監査体制

平成17年10月1日より社長直轄の内部監査室(所属員5名)を設置し、営業所、子会社等の監査を行っています。
また、業務遂行に必要なルールの整備・強化を併行して行っています。

(6)独立監査人

当社は、監査人に有限責任 あずさ監査法人を選任し会計監査を委嘱しています。

(7)コンプライアンス委員会

平成16年1月に委員会を設置し、年2回開催しており、当社のコンプライアンス方針の決定等を審議することによって、コンプライアンス遵守を徹底しております。

(8)その他

企業経営及び日常業務に関して、法律上の判断を必要とする場合に適時に必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制をとっています。

2. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、取締役会を11回、経営会議を25回、監査役会を13回開催しています。
内部監査室が平成27年4月1日から平成28年3月31日までに事業部、営業所、子会社等14ヶ所の監査を実施しています。

3. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び会計監査を受けています。
平成28年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員 業務執行社員 千田健悟
(有限責任 あずさ監査法人)と指定有限責任社員 業務執行社員 山口義敬(有限責任 あずさ監査法人)です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する利益を十分に配慮し、的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、
企業価値を持続的に向上させる企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスをめざすため、
提出日現在監査役3名(うち社外監査役2名)による監査の実施を行っておりますほか、
取締役8名(うち社外取締役2名)による取締役会運営を行っており、経営監視機能の客観性・中立性は
十分に確保されている現在の体制が当社にとって最適であると判断しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定の2週間前に加え3営業日前倒しで発送いたしました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を可能にしています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 招集通知(狭義及び参考書類)を英訳し、当社ホームページ及び機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。 |
| その他 | 株主総会参考書類等の書面送付に代えて、実施時期を見て、インターネット開示もできるように、定款の一部変更をいたしております。 また、総会会場においてビジュアル化を実施し、株主の皆様にわかりやすい説明を心がけております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を半期に1回開催し、代表取締役社長等による決算実績等の説明を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社は、決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書等を当社ホームページ(http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/)に掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 管理本部総務部総務課 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 平成15年3月に「企業行動憲章」、同年5月に「大日本塗料役員、社員行動指針」を制定し、更に、平成16年1月にはコンプライアンス体制の中核を担うべき「コンプライアンス委員会」を設置し、それらの体制の元、良識ある企業人として行動することで、ステークホルダーの期待に応える企業を目指して努力しています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、「環境負荷が小さく持続可能な経済社会を築いていくことが重要であるとの認識のもと、地球規模の環境保全活動を継続的かつ着実に推進しながら、塗料及び関連製品の開発・製造・販売を通じて社会に貢献することを基本とする」旨の環境方針を平成13年6月に制定し、全員が一致協力して環境保全に取り組んでいます。具体的には、認証を取得したISO14001の考え方則り、EMS委員会を中心に各職場で環境保全活動を実施しています。 また、日本レスポンシブル・ケア協議会の会員企業としてレスポンシブル・ケア活動にも注力しています。これらの環境活動は「社会・環境報告書」として毎年集約し、公開しています。また、平成24年2月には、塗料業界では初めて株式会社日本政策投資銀行による「DBJ環境格付」に認定されました。 |

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、創業以来培ってきた防食技術を始めとする独自技術により地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献する企業として、ステークホルダーに信頼され、ともに発展し続けるためには、内部統制システムを整備、適切に運用し、監査役及び内部監査室が適宜その実施状況を監査することにより、業務執行部門で取り組むべき課題を明確にして対応することが重要であると考えています。

<内部統制システムの整備状況>

1. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。

具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、

コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。

(2)監査役による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報(議事録、稟議書、契約書など)を法令及び

「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。

(2)取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)当社及び当社の子会社の損失危機の管理及び損失防止の観点から、リスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、対応策の構築などを行う。

(2)取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを遵守する。

(3)有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。

(4)監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、又下記の経営管理体制により、適正性及び効率性を確保する。

・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。

・「取締役会規則」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要な事項を決定し、業務執行状況を監督する。

・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は毎月1回以上開催する。

5. 当社及び当社の子会社の使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社及び当社の子会社はグループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。

具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、

コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。

(2)内部監査室による監査を徹底し、併せてヘルプラインによる不正処理・不祥事などの早期発見に努める。

(3)コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社及び当社の子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、

「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。

(2)当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。

(3)当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と当社の子会社間の連絡を密にして指導、助言するとともに、

当社の監査役及び内部監査室が当社の子会社の監査も行い、グループ全体としての業務の適正を図る。

(4)当社及び当社の子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。

(5)当社の子会社においては当社及び当社の子会社各社と連携体制を確立し、重要な業務執行に関する事項は事前承認又は報告する。

(6)当社の子会社各社間の取引においては「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。

(7)当社は「関係会社管理規定」に則り、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(1)監査役会はその職務の執行に必要と認めた場合には、専任の補助すべき使用者(以下、「補助人」という。)の設置を当社に請求できるものとする。

(2)監査役会は必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。

(3)監査役会が補助人又は外部専門家として特定の候補者を指名したときは、当社はこれを尊重するものとする。

(4)監査役会は内部監査室と連携して当社各部門における業務執行を監査する。

8. 前号の使用者の取締役からの独立性並びに指示の実効性に関する事項

(1)監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、当社は監査役会の意向を尊重するとともに、

該当者が補助人である期間のみならず、補助人でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。

(2)当社は補助人を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。

(3)補助人は監査役の指揮命令系統にあって、必要に応じて会議等の出席により、必要な情報収集権限等を有することができ、取締役及び使用者は監査役の補助人に対して指揮命令権限を有しない。

9. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)当社の監査役が出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、当社及び当社の子会社の取締役及び使用者は下記の事項を報告するとともに、その他重要な業務の内容についても適時、適切な方法により報告する。

・当社及び当社の子会社の取締役及び使用者の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する

重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項

・当社及び当社の子会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項

- ・内部監査室が実施した内部監査の結果
 - ・ヘルplineへの通報状況
- (2)当社の監査役が必要と判断したときは当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項について報告を求めることが出来る。
- (3)当社の監査役に報告した者及びヘルplineに通報した者が当該報告及び通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを保証する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1)取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。
- (2)監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。
- (3)当社の監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを拒むことはできない。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 当社及び当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備及び運用する体制を構築するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

- 当社及び当社の子会社のグループ全体は、反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察、弁護士及び外部の専門機関や地域企業等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

<運用状況の概要>

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要是以下のとおりであります。

- ・取締役会を11回開催し、社外取締役を含めた取締役会で、法令・定款等との適合性及び業務の適正性の観点から経営方針、その他経営に関する重要事項等決定し、又、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な会議への出席による取締役の職務の執行、内部統制システムの運用状況の監視等「監査役監査基準」に従い監査を実施しております。
- ・平成27年6月適用のコーポレートガバナンス・コードに伴い「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、その方針に従い取締役会で行動準則及び内部通報に係る運用状況を確認するなど内部統制システムの強化に努めております。
- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、全部門にわたる役員と部室長の出席のもと、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、コンプライアンスの徹底を図っております。
- ・リスク管理委員会を2回開催し、全部門にわたる役員と部室長の出席のもと、リスクの未然防止について全社的情報共有を図っております。
- ・当社の子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規定」等に従い、当社の子会社から当社へ事前に承認申請又は報告が行われ、管理徹底を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 当社及び子会社は、社会の秩序や安全及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力の排除をコンプライアンス上の最重要事項の一つと位置づけ、全社一体となり、関係排除を図ることを基本としています。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)当社及び子会社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、行動の仕方を「企業行動憲章」、「大日本塗料役員、社員行動指針」及び「内部統制システムに関する基本方針」に定めるとともに、これらを記載した「内部統制ハンドブック」を役員及び従業員に配布、更に社内研修等を通して周知徹底に努めています。
- (2)総務部が、統括部署として反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、関係排除に向けて反社会的勢力と対応する体制を取っています。
- (3)平素から、警察、弁護士及び大阪府企業防衛連合協議会等の外部の専門機関や地域企業等と連携を保ち、情報交換、共有化を行ない、反社会的勢力排除に取組んでいます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成20年6月27日開催の第125期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の第128期定時株主総会において、これを継続することについてご承認をいただきました（以下、この継続後の当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を「原プラン」といいます。）。

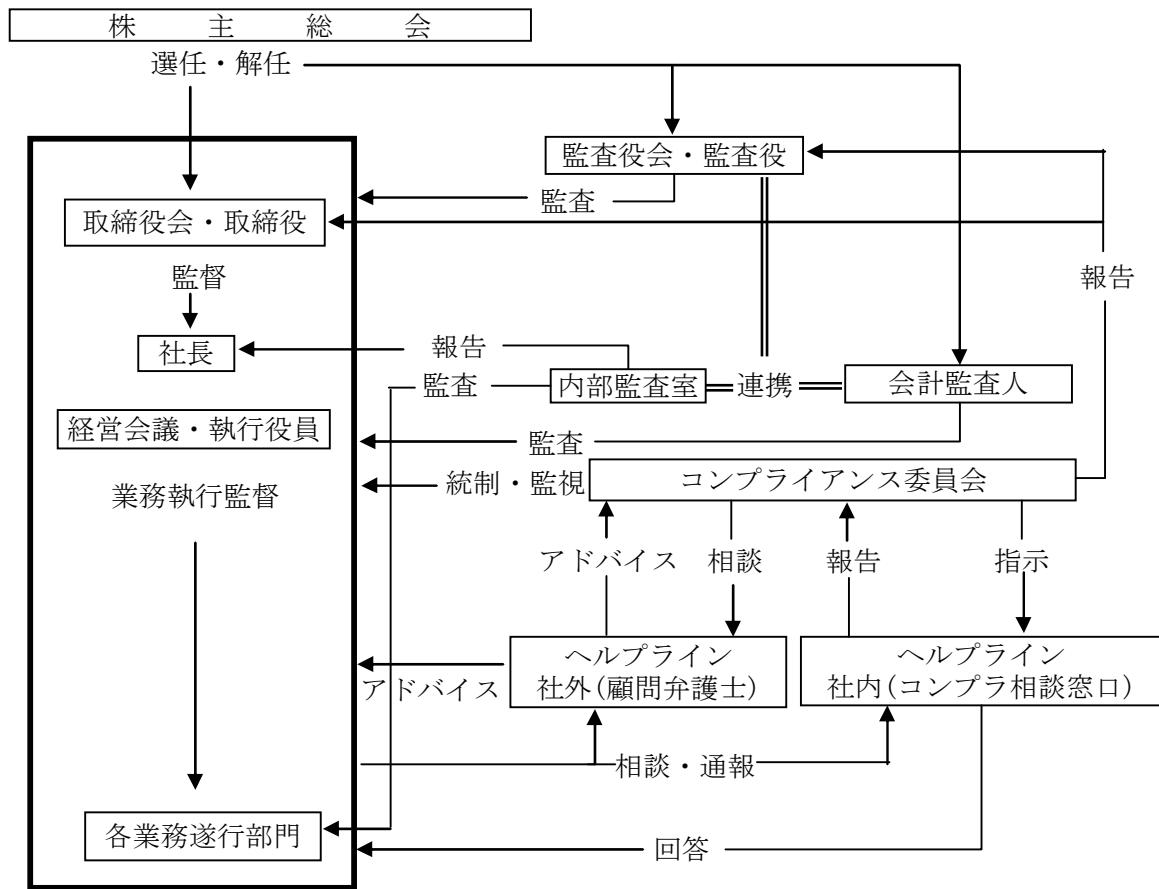
原プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第131期定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等も踏まえ、検討してまいりました結果、平成26年4月24日開催の取締役会において、原プランを一部変更したうえで「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議いたし（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、平成26年6月27日開催の第131期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のホームページ掲載の平成26年4月24日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」
(<http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20140424.pdf>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

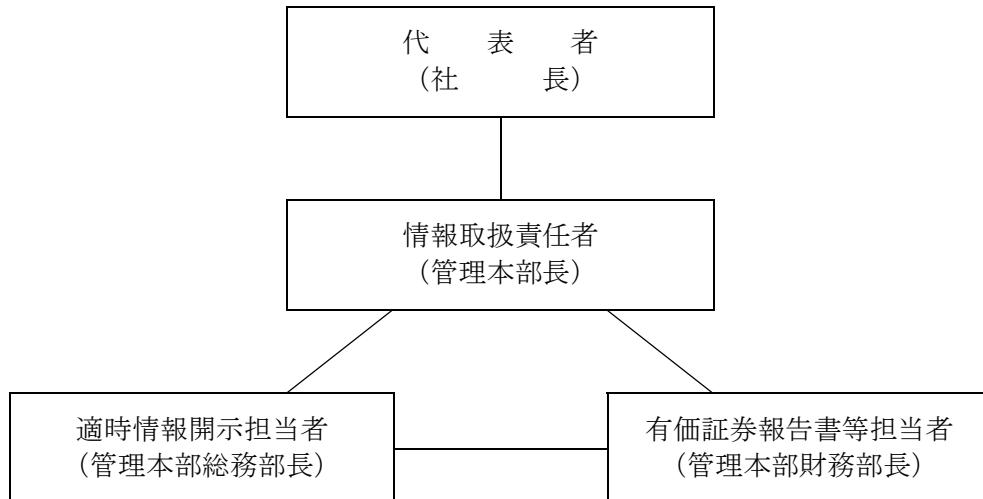
{参考資料：模式図}

・当社のコーポレート・ガバナンス体制



- ・当社の適時開示体制

() は役職名



- ・代表者および情報取扱責任者は、適宜、取締役会および経営会議において審議、報告を行っております。
- ・上記担当者は金融商品取引法、証券取引所が定める適時開示規則並びに関連法規に準拠した業務遂行はもとより、日常的に他社開示例を参照するなど、情報開示の充実に努めております。
- ・監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。
- ・社内規程において「内部情報及び内部者取引管理規則」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した役員・社員行動指針を役職員等に配布し、周知徹底しております。